

和歌山県立向陽高等学校 生徒心得

高等学校生活は、高い人格形成の基礎を築く段階にある。そのためには、高校生としての誇りを持ち、華美に流れず、粗野に渡らず、言動は常に良識を持って行わなければならない。そこで、我々生徒が留意すべき事項をここに掲げる。

(礼 儀)

- 1 挨拶の励行を心がけよう。
- 2 外来者に対しては、礼を失わないように努めよう。
- 3 言語、態度は常に簡明かつ端正にしよう。
- 4 廊下の歩行は静かにし、集合は敏速かつ静粛にしよう。
- 5 校内で放歌、低俗な遊戯、悪質な悪戯などしないようにしよう。
- 6 群集心理にかられず、信念を持って行動し、安易に妥協することのないようにしよう。

(服 装)

- 1 服装は、端正、清潔、質素であって、高校生としての品位を保つものでなければならない。また、頭髮は、清潔、簡素を根本的な心構えとし、装身具は、着用しないこと。また、パーマネント、染髪その他奇異な髪型をしてはならない。
- 2 服装については、次のように規定する。
 - (1) 制服を次のように定める。

冬期

- 紺のマオカラーのジャケット、紺長ズボンとし、学校指定のボタンとする。上衣左胸ポケットに校章、組章を付ける。
- 濃紺サージ地のセーラー服とし、襟には白練3本、ネクタイは、三角で黒とする。(スカートのひだ数は24～38本、丈は膝頭が隠れる程度とする。)上衣左胸部に校章、組章を付ける。

夏期

- 白カッターシャツ、または、白半袖開襟シャツ、紺長ズボンとする。上衣左胸部に校章、組章をホルダーとともに付ける。
- 白ブラウス型制服とし、ネクタイは指定のもので紺とする。スカート及び校章、組章については冬期と同じ。

なお、いずれの制服も変形、色柄物は禁止する。

- (2) 靴下は、地味なものを着用する。なお、女子のストッキングはベージュ、または、黒とする。
- (3) 靴は、白、紺、黒の運動靴、または、地味な黒、茶の革靴、合成靴とする。
- (4) 防寒具は、地味なものとし、校舎内で着用しない。ただし、学校の許可がある場合は除く。
- (5) 体育服は、体育科の定める服装とする。

(通 学)

- 1 登校、下校の際は、交通ルールを良く守り、交通事故の予防に万全を期し、行動しよう。
- 2 特に自転車通学は、左側通行を遵守するとともに、並進して道をふさいだり、斜め横断、信号無視、2人乗り、携帯電話やイヤホン等の使用は絶対やめよう。
- 3 バス、電車等を利用する生徒は、お年寄りや体の不自由な人にはすすんで席を譲るなど公衆道徳を守ろう。

(男女交際)

- 1 男女の交際は、共学の趣旨に基づいて相互の理解と尊敬とを助長し、それぞれの特性を生かして品位の向上に資すべきであろう。
- 2 就学途上の身の上であることを十分認識しておこう。また、交際上の問題は教育相談係、HR担任の先生、保護者に相談しよう。

(所持品)

- 1 低俗な書籍、娯楽用具を学校に持参しないようにしよう。
- 2 貴重品や多額の金銭を学校に持参しないようにしよう。もし、必要があつて持参したときは常に身につけるか、又は、担任の先生に預けよう。
- 3 その他、所持品は各自できちんと管理しよう。

(飲 食)

- 1 喫煙、飲酒は絶対にしないようにしよう。
- 2 食べ歩きをしたり、ごみを散らかしたりしないようにしよう。
- 3 飲食後に出たごみは、原則持ち帰るようにしよう。

(公共物)

- 1 校舎、校庭、校具はいずれも我々のものであり、また社会のものであり、後輩に受け継がれるべきものである事に留意し、常に大切に取扱おう。
- 2 クラブ活動等での校舎内、校舎近辺の運動は、他の生徒の安全に十分留意しよう。
- 3 雨上がり直後のグラウンド使用は、必ず体育科の担当の先生の指示を受けよう。
- 4 運動用具、その他の校具の使用・返却は、担当の先生や各委員の指示により行い、必ず所定の位置に戻すようにしよう。
- 5 公共物の修理は、出来る範囲で自発的に行うか、担当の先生に申し出よう。

(学 習)

- 1 各始業の合図より時間が経過しても先生のこられない場合、中央委員は、必ず教科担任又は教務部の先生に届け出よう。
- 2 授業中は、他人の迷惑にならないよう、各自態度、行動に注意しよう。

(清 掃)

- 1 教室内は常に清潔、整頓を旨とし、かつ通風、採光に注意しよう。さらにまた常に美しく情操的環境を作ることが望ましい。
- 2 美化、清掃に努め、みだりに紙屑や汚物を捨てぬように心掛けよう。
- 3 清掃を分けて普通清掃、大清掃の2種とし、普通清掃は毎日放課後、実施する。各自責任を持って分担区域の清掃、整頓に励もう。
- 4 掃除道具は、丁寧に扱い、その保管、管理に注意しよう。
- 5 掃除終了後は、日直が教室及び廊下の窓を閉め、HR担任に届け出よう。
- 6 廃棄物は必ず所定の場所に持って行こう。

(届 出)

- 1 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引きの場合は、その都度速やかにHR担任、教科担任に届け出なければならない。また、登校後やむを得ず外出するときはHR担任に届け出て許可を受けなければならない。
- 2 現金、物品を校内で紛失したり、拾得したときはすぐに生活指導部の拾得物係の先生に届け出よう。
- 3 休日に登校したときには、その理由を学校に居られる先生に届け出よう。下校するときはよく後片付けをした後、先生に届け出て帰る。
- 4 公共物を大切にし、万一破損したときは、必ずHR担任に届け出る。(事情により弁償しなければならない。)
- 5 放課後、特に用のない限り遅くまで居残らないようにし、特別の場合は担当の先生、保護者に必ず連絡する。
- 6 ポスター等の掲示は必ず特別活動部の係の先生に届け出てその同意、許可を得なければならない。
- 7 宿泊、旅行、登山などを行う場合は事前に届けて学校の許可を受けなければならない。(宿泊を要するキャンプ、旅行は原則として禁止する。)
- 8 電車・バス利用の場合は、通学証明書を出して許可を受けることができる。
- 9 学校学生旅客運賃割引証が必要なときは、「申込書」を事務室でもらって、それに記入したうえで交付を受けなければならない。
- 10 アルバイトは原則として禁止する。(やむを得ずアルバイトを使用とする場合は、必ず保護者の同意を得、理由及び内容をHR担任及び生活指導部に届け出なければならない。)
- 11 校内で携帯電話等の使用は原則禁止する。校内で無断で使用した場合は、指導対象となる。反省文を書くとともに保護者に連絡する。

(保健衛生)

- 1 健全なる高校生活を送り、勉学の目的を達成するためにも健康に十分注意を払い、自分の体力に応じたスポーツをたしなもう。
- 2 健康に不安を感じたときには、早期に検診を受けよう。
- 3 定期の健康診断等は、特別な場合を除いて必ず受けよう。

